

次の工事に関する質問に回答します。

令和5年9月20日

委 託 業 務 名 : R5都市 盛土規制法に基づく基礎調査等業務
 路 線 名 等 : 徳島県全域
 委託業務箇所 : 徳島市他

番号	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書2ページ [※] の4. 区域設定に、有識者への報酬費等については別途県支給基準等に基づき見込むこととする、との記載があります。県支給基準が徳島県のホームページのどちらに公開されているか、また有識者が何人・回かご教授願います。	有識者への報酬費等については、大学教授クラス2人及び大学准教授クラス1人を各2時間ずつとし、合計で43,400円を計上しています。なお内容について、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更協議の対象とします。
2	「徳島県設計業務等標準積算基準書 令和5年度版」第3編 土木設計業務第1章 土木設計業務等積算基準：3-1-3ページ [※] の第3節電子成果品作成費（2）その他の設計業務（（1）以外）の計算式にて算出する、という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
3	P.5 1次内訳書 内4号 規制区域指定の方針検討 名称・規格「有識者報酬費」について 有識者報酬費の算出方法について、計算式をご教示いただけますか。 また、有識者の人数、報酬費の単価についてご教示いただけますか。	有識者への報酬費等については、大学教授クラス2人及び大学准教授クラス1人を各2時間ずつとし、合計で43,400円を計上しています。なお内容について、監督員との協議により必要と認められる場合は、設計変更協議の対象とします。
4	P.7 1次内訳書 内7号 電子成果品作成費について 電子成果品作成費の算出について、「その他の設計業務」の計算式を適用する考え方でよろしいですか。	電子成果品作成費については、「徳島県設計業務等標準積算基準書 令和5年度版」第3編 土木設計業務第1章 土木設計業務等積算基準：3-1-3ページ [※] の第3節電子成果品作成費（2）その他の設計業務（（1）以外）の計算式にて算出しています。
5	P.18 2次内訳書 内19号 「有識者報酬費」について 電子成果品作成費算出の計算対象外という考え方でよろしいですか。	有識者報酬費は、諸経費、技術経費、その他原価、一般管理費等の対象としていません。
6	特記仕様書の第5条（業務内容）について 国土交通省都市局出典「告示・技術的助言等「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和5年5月26日）」 「【添付資料】（別添1）基礎調査実施要領（規制区域指定編）」「第六 規制区域の指定に必要な調査の手順」「規制区域の候補区域を設定する」、「第九 規制区域の指定」については、令和6年度の実施を予定されていますか。 また、「第九 規制区域の指定（2）規制区域の公示（3）関係市町村長への通知」については令和7年度を予定されていますか。	本業務の成果等を踏まえ、早期の業務実施を予定しています。